

第12回岩出市公共下水道事業運営審議会 議事概要

1. 日時 平成19年3月28日(水) 13:30~16:00

2. 場所 岩出市役所 特別会議室

3. 出席者 会長他委員9名、事務局5名

4. 議題

- (1) 前回議事概要の報告について
- (2) 前回要求資料の提出と説明について
- (3) 受益者負担金について(第3回)
- (4) その他

5. 会議形式 公開(一部非公開)

6. 傍聴者 なし

7. 議事概要

司会者 開会

事業部長 挨拶

会長職務代理者 挨拶

- (1) 前回議事概要について、事務局から報告する。(資料1)
- (2) 事務局から前回の審議会で請求のあった資料「受益者負担金算定方式の各方式におけるメリット・デメリット」を提出し、説明する。
- (3) 事務局から「受益者負担金制度(案)について」を説明し、審議する。(資料3)
- (4) その他

8. 主な意見・質疑応答

質 問

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、岩出市も入札及び契約に係る情報の公表を進めて下さい。と意見をいったが、未だにその返答がない。

事務局

前回の審議会の時点では、まだ市の方針が出ていなかった。この4月から市の方針として契約額、契約先だけでなく、設計額も公表することになった。

審議会としては、市長からの諮問事項について、審議するのが基本スタンスであるので、入札制度については事務局から積極的に説明しない。しかし、委員さんの質問については出来るだけ説明する。

質 問

地積割方式のデメリットで、「下水道が利用できることによる利益」が土地面積に比例すると言い切れるか疑問とあるが、どういう意味で疑問か。また、利益とは何か。

事務局

分流汚水式下水道の利益は、下水道が使えることによりトイレが水洗化されること。生活環境が改善されること。この2点が最も大きい。先進都市で、地積割り方式が多く採用されているのは、合流式下水道が多く浸水対策としての下水道の役割がある。浸水の原因になる雨は、土地に均一に降るので土地の面積によって負担する金額が変わるのは、妥当性があるというように考えられてきた。

トイレの水洗化や生活環境の改善といった分流汚水式下水道の利益は、土地の面積に比例するのかわという部分が必ずしも住民の方が賛成してくれるとは限らない。ということで疑問が残ると表現した。

質 問

定額方式のデメリットで、受益者負担金は1度しか賦課できないため、賦課後に分筆・合筆や開発に伴って住戸、世帯数が変わった場合に実態と負担金に食い違いが生じる可能性がある。とあるが、例えば、1,000㎡の宅地があって、1ます分の負担金を払った後、土地を分筆・販売し、ますの数が増えたときは、ます代を再度取り直すことになると思うが。

事務局

受益者負担金は、基本的に土地につくものとして運用されているので、1つの土地を分筆し、分譲されても一度賦課した土地に対して受益者負担金を取るのは基本的に条例違反になる。受益者負担金としての名目でなく、施設の負担金として位置付けを与えて、取ることも考えられるが、事例は聞いたことがない。

質 問

受益者負担金対象事業費で、流域下水道建設費を対象にしないのはなぜか。

事務局

受益者負担金については、その受益が現実化するの末端管渠の整備によって実現するということから、末端管渠整備との関連に配慮しつつ受益者負担金を徴収していくべきだという下水道財政研究委員会の提言が出されている。流域下水道と流域関連公共下水道との役割を考えた場合、流域下水道は、紀の川市と岩出市の全ての汚水を幹線で集め、汚水を処理する処理場を整備するものであり、また紀の川流域の水質保全を目的としていることを考えると公共性が高く、末端管渠とはいえないので対象からはずした。

質 問

下水道財政研究委員会の提言の「・・・その受益が現実化する末端管渠の整備との関連に配慮しつつ・・・」というのは、時間的なことを指していないか。徴収のタイミングを指しているだけに思う。流域下水道の建設負担金といっても、一般財源から投入しなくてはならないのは明白である。それに対する負担を求めるということは、下水道の対象区域外の住民との利益の享受の差という意味でも、いただいてもいいのではないか。流域下水道建設費を対象から外す理由になり得ないと思う。

事務局

多くの自治体で、末端管渠の整備というと国費以外であるとか補助対象にならないといったような時間的というより、平面的な考えをしているのが実情なので、そういう取扱いで説明した。流域分について、区域外住民との負担の均衡を失うのではないかという考えもある。

流域下水道は公共用流域の水質保全に寄与する部分があって、これについていえば、公共の利益であるという側面が非常に強いことから外した。

区域外住民の方にすれば、紀の川がきれいになっても受益がないという考え方も当然あるので、流域下水道分も入れるという考え方があると思う

意 見

流域下水道は、紀の川流域の水質保全を目的とし、公共性が高い事業といえるので一般繰出しが望ましい。財源的な面から全額を受益者個人に負担させるのは、一般の人から見るとやむを得ないと思うかもしれないが、下水道の普及を考える中で、公共性のある事業、受益者の負担等総合的に考えると事務局の意見が望ましいと思う。

意 見

公共性を全く無視するのではなく、ある程度加味していくのは、自然の流れだと思う。中間を取るといふか両方の考え方を勘案していった方が、住民に理解していただけるのではないかと。

質 問

流域分を足した負担金対象額2, 121百万円で、組み合わせ方式で計算した場合、負担額はどうか。地積割部分の単価はいくらになるのか。

事務局

150㎡で96,900円、500㎡で151,500円、1,000㎡で229,500円になり、地積割部分の単価は、156円/㎡になる。

意 見

みんなに、下水道に入っただき易い金額ということで①-A（公共下水道建設費の5%）がいいのではないかと。

意 見

①-Aと①-B（公共+流域建設費の5%）で計算して負担金にあまり差がないのであれば、財源のことを考えて①-Bがいいと思う。

意 見

受益者負担金は、末端管渠の整備費用であるという観点からすると、流域下水道建設負担金を含めることは根拠が少なく、住民に説明したとき納得してもらえるのか、また議会の承認が得られるのかということも考えておかねばならない。

関係する家庭にとっては、受益者負担金だけでなく浄化槽の切替え費用も負担しなくてはならない。繰出金を出来るだけ少なくするという考えは分かるが、住民からどれだけ徴収できるのか、徴収できれば繰出金が増えることになる。財源のことだけでなく、下水道の普及ということを考えなければならない。

意 見

住民の皆さんの感情として、他の市町村と比較してどうかという話が必ず出てくる。岩出市は、ここの部分は高いが、ここの部分は安い。また、この点に配慮していますというように説明ができるようにしておかないと、住民の皆さんに納得してもらえないと思う。

会 長

①-A（公共下水道建設費の5%）にするには根拠が必要で、そうでなければ①-B（公共+流域建設費の5%）にするということになると思う。今までの事務局の説明や各委員のご意見から、受益者負担金の対象とする事業費は、①-Aが妥当であるということでまとめさせていただきます。

意 見

負担金の徴収時期について、実際に使っている時期にした方が住民の皆さんに納得してもらえるのではないかと。

事務局

徴収時期を下水道の利用開始後にすると、滞納の発生が懸念される。滞納の発生を抑制したいこともあり、下水道接続申請時を提案した。

事務局

次回、負担金の審議のあと、下水道の普及促進策について説明します。

会 長

今日審議できなかった残りの項目について、次回各委員さんに考えを聞きたい。

9. 次回日程

平成19年4月下旬（日程調整して通知する。）

10. 問い合わせ先 事業部 下水道課 電話番号 （62）2141 内線 333